第八十七条の見出し	供給約款等	指定旧供給地点小売供給約款	
第八十七条第一号	供給約款又は選択約款	指定旧供給地点小売供給約款	
第八十七条第二号	第八十五条第二号から第四号まで又は第八十六条の四第一項第四号から第六号まで	経過措置省令第十二条第二号から第四号まで	
第百二十一条	第十九条、第十九条の三、第十九条の三の三、第十九条の四、第二十条、第二十二条の二、第二十二条の四、第二十二条の六、第二十三条、第二十三条の二、第八十六条、第八十六条の三、第八十六条の三の三、第八十六条の五及び第八十七条	八十六条の三、第八十六条の三の三及び第八十七条	
様式第四	事業開始届出書	指定旧供給地点小売供給開始届出書	
様式第九	合併認可申請書	指定旧供給地点小売供給合併認可申請書	
様式第十	分割認可申請書	指定旧供給地点小売供給分割認可申請書	
様式第十の二	許可事業承継届出書	指定旧供給地点小売供給承継届出書	
様式第十四の二	供給約款変更届出書	指定旧供給地点小売供給約款変更届出書	
様式第十四の二の二	供給約款変更届出書	指定旧供給地点小売供給約款変更届出書	
様式第四十六	事業譲渡譲受認可申請書	指定旧供給地点小売供給譲渡譲受認可申請書	
様式第四十七	事業休止（廃止）許可申請書	指定旧供給地点小売供給休止（廃止）許可申請書	

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第二十五号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及びエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第七条第一項の規定に基づき、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日　　経済産業大臣　世耕　弘成

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三中「平成27年」を「平成30年」に、「一般ガス事業者等」を「一般ガス導管事業者等」に改める。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。